

キャッチアップ法改正

with 社労士試験 年金博士・北村庄吾の最短最速非常識合格法

社労士試験は毎年法改正が多岐にわたるため、独学でそれをフォローしていくのは困難です。この連載では、大小さまざまな改正の中から、試験対策上重要な法改正を中心に解説します。掲載順は科目講座の進行とは関係なく、すでに確定している重要改正から紹介していきます。

第2回/全8回

YouTube チャンネルで
詳しく解説！



YouTube チャンネル「社労士試験 年金博士・北村庄吾の最短最速非常識合格法」にて、当連載の動画解説を行っています。ぜひご覧ください！（左のQRコードからアクセスできます）

特定社会保険労務士

佐藤 義人

（佐藤社会保険労務士事務所）

執筆・校正協力：社会保険労務士 北村 庄吾



1

国民年金法・厚生年金保険法（共通）

特例的な繰下げみなし制度について（令和7年6月20日施行）

老齢年金の繰下げ制度では、70歳以降に請求する際、繰下げ申出をしなくても自動的に5年前に申出があったものとみなして増額する「特例的な繰下げみなし増額」が、令和5年4月1日から施行されています。令和7年年金制度改正法（令和7年法律第74号）により、このみなし増額が「適用除外となる要件（ただし書き2号）」が見直されました。文言だけでなく内容も実質的に変わっており、試験でも問われやすい重要論点です。

改正の要点

- 改正前は、老齢基礎年金の受給権発生（65歳）より前の受給権の存否まで問うものであり、みなし繰下げの判断期間と重ならない時期の受給権まで適用除外としていました。
- 改正後は、65歳以降（老齢基礎年金の受給期間）に実際に重なって他の年金を受けていた場合のみ適用除外となり、より合理的な規定に整備されました。

本稿では、まず、**1**繰下げ制度の基本の確認をして、**2**特例的な繰下げみなし増額、**3**改正内容の確認、**4**過去の出題からのチェックリスト、**5**練習問題と掘り下げていきます。

1 老齢年金の繰下げ制度とは（基本の確認）

(1) 繰下げ制度の概要と増額率

老齢基礎年金・老齢厚生年金は65歳から受給できますが、受給開始を遅らせる（繰り下げる）ことで年金額が増額されます。増額率は1か月あたり0.7%で、最大75歳（120か月）まで繰り下げると84.0%の増額となります。

(2) 繰下げ申出の要件

繰下げ申出ができる者は、受給権取得日から起算して1年を経過した日前に老齢年金を請求していない者です。申出後の翌月から増額された年金が支給されます（申出前の分は支給されません）。